

第8章 グローバルな知的財産環境の整備に向けた取組

1 多国間、二国間会合における取組

(1)五庁 (IP5) 会合

五庁会合は、日米欧中韓の知的財産庁によって2007年に創設された枠組み。特許分野における制度運用調和、審査結果の相互利用、審査の質の向上、特許情報サービスの改善等の課題について、長官・副長官レベルの会合のほか、実務者で構成される作業部会等にて継続的に検討を実施。五庁は、2012年以降、五庁ユーザーともハイレベル及び実務者レベルでの会合を開催し、意見交換を実施。

- ◆2021年6月、第14回五庁長官会合を日本国特許庁がオンラインで主催。新技術・AI分野の協力に関する作業ロードマップ（NET/AIロードマップ）に合意。

五庁 (IP5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/index.html>

(2)意匠五庁 (ID5) 会合

意匠五庁 (ID5) 会合は、日米欧中韓の意匠登録出願を扱う知的財産庁によって2015年に創設された枠組み。意匠分野における五庁間の国際協力を推進することを目的として、年二回の定期会合の開催やプロジェクト形式による相互協力の取組を行っている。

- ◆2021年11月、第7回ID5年次会合を中国ホストによりオンラインで開催。既存の協力プロジェクトの成果と今後の方針の承認、新規協力プロジェクトの採択、2年ぶりとなるユーザーセッションの開催等を実施した。

意匠五庁 (ID5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/id5/index.html>

(3)商標五庁 (TM5) 会合

商標五庁 (TM5) 会合は、日米欧中韓の商標登録出願を扱う知的財産庁によって2011年に創設された枠組み。各国企業の商標が世界各国で適切に保護、活用される環境整備を図ることを目的として、年二回の定期会合や各種プロジェクトを通じた五庁間の協力を推進するほか、ユーザーを対象としたイベントも開催している。

- ◆2021年11月、第10回TM5年次会合を中国ホストによりオンラインで開催。既存の16の協力プロジェクト及び2つの新規提案プロジェクトについて、成果を含む進捗状況及び今後の進め方に関する議論を行ったほか、ユーザーセッションを開催した。

商標五庁 (TM5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/index.html>

(4)日ASEAN特許庁長官会合

日ASEAN特許庁長官会合は、我が国とASEAN各国の知的財産庁によって2012年に創設された枠組み。年度ごとの日ASEAN知的財産アクションプランの策定・レビューを行い、ASEAN諸国における知的財産権制度や審査手

日ASEAN



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/index.html>

続の透明化及び効率化、知的財産権制度・運用の向上、ユーザーによる知的財産権制度の活用促進、知的財産の普及啓発等を促進するべく協議を行っている。

- ◆ 2021年8月、第11回日ASEAN特許庁長官会合をオンラインで開催。2021年度の日ASEAN知的財産アクションプランに合意。東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）からAI関連発明の特許審査運用に関する調査結果を報告。

(5) 日中韓協力

日中韓特許庁間における協力や直面する共通の課題の解決に向けた意見交換を行うことを目的として、2001年より日中韓特許庁長官会合を開催。また、三庁間協力の成果紹介や知財政策の議論の場として2013年より日中韓特許庁シンポジウムを開催。

- ◆ 2021年11月に同長官会合及び同シンポジウムをいずれもオンラインで開催。長官会合では、審判、人材、商標に加え商標シンポジウム、デザインフォーラムについて議論を実施。

(6) 三極特許庁長官会合

1983年以来継続する、日米欧三極特許庁による枠組み。実務的な議論を行う場が五庁の枠組みへと移行されて以降は、長官会合及び長官ユーザー会合にて政策的な議論を実施。

- ◆ 2021年11月に三極特許庁長官ユーザー会合を、同年12月に第39回三極特許庁長官会合を、いずれも我が国特許庁がオンラインで主催。今次長官会合では、長官ユーザー会合での議論を踏まえ、各庁の事務面でのデジタル化促進や知財と環境問題に関する具体的な取組等について、引き続き三極特許庁間で協力していくことに合意。

(7) 三極知財・環境問題シンポジウム

- ◆ 我が国特許庁は、第39回三極長官会合での合意に基づき、2022年3月、欧州特許庁及び米国特許商標庁との共催で、環境問題に関する具体的な取組として「三極知財・環境問題シンポジウム」をオンラインで主催。三極特許庁共催で環境問題に関するシンポジウムが開催されるのは初の試み。
- ◆ カーボンニュートラル社会の実現に向け、特許制度を戦略的に活用してカーボンニュートラル技術を開発・普及した企業によるプレゼンテーションや、産業界及び三極特許庁によるパネルディスカッションを実施。

日中・日中韓特許庁長官会合及びシンポジウムを開催しました



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nityukan/2021120601.html>

三極（日米欧）



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichibeiou/index.html>

三極知財・環境問題シンポジウムの結果について



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichibeiou/symposium-20220317.html>

2 国際フォーラムにおける取組

(1) 世界知的所有権機関 (WIPO)

WIPOは、ジュネーブに本部を置く、知的財産保護に関する国連の専門機関。加盟国数は、我が国を含め193であり、知的財産に関する諸条約の管理、国際出願制度の運用、知的財産に関するルールメイキング、知的財産分野での途上国支援等を実施している。

- ◆ 2020年2月、特許庁は、環境技術の開発と普及を後押しすることを目的とした取組であるWIPO GREENにパートナーとして参加。2021年度も引き続き、WIPO本部、WIPO日本事務所 (WJO)、日本のパートナーとも協力し、本取組の積極的な支援、環境技術の普及を継続的に実施。

WIPO



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wipo/index.html>

(2) 特許制度調和に関する先進国会合 (B+会合)

46か国の特許庁及び2機関で構成される先進国の枠組み。特許の実体的側面での制度調和に向けて主に新規性喪失の例外 (グレースペリオド)、衝突出願 (未公開先願)、先使用权、18か月出願公開、秘匿特権について議論を実施している。

- ◆ 2021年10月、B+全体会合を日本国特許庁がオンラインで主催。日米欧三極ユーザー団体 (IT3) による制度調和パッケージの閲覧制限が解除されたことを受け、ユーザーとのコンサルテーションの実施を決定。

B+会合



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/b-plus/index.html>

(3) 世界貿易機関 (WTO)

WTO/TRIPS理事会では、知的財産権の保護に関してWTO加盟国が遵守すべき最低基準 (ミニマム・スタンダード) として機能する貿易関連ルールであるTRIPS協定 (知的所有権の貿易関連の側面に関する協定) に関し、同協定に基づく義務の遵守状況の審査や、同協定に関する事項についての協議等が行われている。

- ◆ 2020年10月以降、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の予防・封じ込め・治療に向けた、TRIPS協定上の一部の義務の免除を求める提案について精力的に議論が行われており、2022年3月現在、我が国も継続的に議論に参画。

WTO/TRIPS



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wto/index.html>

(4) APECにおける知的財産権専門家会合 (IPEG)

IPEGは、アジア太平洋地域の21か国・地域 (エコノミー) をメンバーとするAPECの知的財産権分野の専門家が集まり、専門的、具体的な検討を行う、貿易投資委員会の公式サブグループである。

- ◆ 2021年8月の第53回会合では、参加エコノミーから知的財産権制

APEC/IPEG



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/apec/index.html>

度に関する最新情報を収集。

- ◆2022年2月の第54回会合では、漫画審査基準～AI・IoT編～の公表やグレースピリオドに関する調査研究といった日本の取組を紹介。

(5) G7参加国の知的財産庁による初の共同声明

- ◆2021年のG7議長国であった英国の呼びかけにより、2021年11月、G7知的財産庁（G7知財庁）の長官級会談をオンラインで開催。G7知財庁の長官が一堂に会し、WIPOのタン事務局長もオブザーバーとして参加。
- ◆本会談では、知財と公衆衛生、知財と人工知能を含む将来の技術、知財エンフォースメントのベストプラクティス、WIPOにおけるG7知財庁協力等、に関する取組みに対してG7知財庁間で認識を共有し、共同声明を採択。

G7知財庁長官級会談にてパンデミック後の経済回復を支援する共同声明が採択されました



<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202111/2021112201.html>

3 途上国等に対する取組

(1) 世界知的所有権機関（WIPO）や独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携した国際協力

①FIT Japan IP Global

WIPOに支出している任意拠出金を基に信託基金「Funds-in-Trust Japan Industrial Property Global」（FIT Japan IP Global）を設置し、様々な取組を通じて、途上国における知的財産制度の整備に向けた支援を実施している。

- ◆1987年の創設以来35年間で、総額約9,000万スイスフランを拠出し、100か国以上に支援を行ってきた。

世界知的所有権機関（WIPO）や独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携した国際協力



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/experts_workshops.html

②専門家派遣

FIT Japan IP Globalに基づく取組を通じ、途上国における知的財産制度及び運用の整備のため、特許庁職員等を各国の特許庁等へ派遣している。また、途上国のPCT、ハーグ協定、マドリッドプロトコルへの加入及び利用を促進するためのセミナーやワークショップへ、特許庁職員を講師として派遣し、我が国が条約加盟国として経験した条約加盟時の対応や運用整備に関する知見を共有している。

- ◆2021年度までに400名以上の専門家を途上国へ派遣。

③セミナー、ワークショップ等の開催

FIT Japan IP Globalの事業として、知財の活用や知財意識の普及啓発等に関するセミナー、ワークショップ等を実施している。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2020年度以降は主にオンラインで実施している。また、フェローシッププログラムや知的財産修士プログラムへの支援を通じ、

途上国における知的財産制度の発展を担う人材の育成に貢献している。

④途上国へのIT関連の支援

途上国における知的財産行政を効率化し、我が国企業等のビジネス展開を円滑なものとするべく、我が国からWIPOへの任意拠出金を財源としたFIT Japan IP Global等を活用し、途上国のITインフラ整備を支援。

- ◆ 2021年度は、アフリカ知的財産機関、ザンビア、スリランカ、タイ、マラウイにおける紙書類の電子化プロジェクトやエスワティニ、ケニア、ジンバブエにおけるデータ検証プロジェクト等の支援を実施。
- ◆ 2021年11月に、途上国知財庁におけるIT人材育成を目的としたオンライン研修を実施。

⑤技術協力

JICAが実施する事業を通じて、知的財産制度に関する専門家として特許庁職員を途上国に派遣し、知的財産制度の整備や人材育成を支援している。

- ◆ 2021年3月からJPO職員1名を長期専門家としてベトナム国家知的財産庁へ派遣。特許審査運用向上等に向けた支援を実施している。
- ◆ 2021年5月からJPO職員1名を長期専門家としてインドネシア知的財産総局へ派遣。特許審査運用向上等に向けた支援を実施している。

(2)産業財産権人材育成協力事業

途上国において知的財産制度を担う人材の育成を通じて、知的財産制度及びその運用の確立・強化を支援し、各国の更なる経済発展に貢献するため、アジア太平洋地域、中南米地域、及びアフリカ地域を中心とした途上国を対象に、知的財産に関する知識向上のための事業を実施している。

- ◆ 1996年に事業を開始し2022年3月までの26年間で100か国5地域、7,377名の研修生が研修を修了。

(3)途上国向け知財研修プログラムの実施

産業財産権人材育成協力事業の取組みとして、途上国における知的財産権の保護・執行強化、知的財産権の活用及び制度の普及啓発等を推進するため、知的財産関連行政庁、裁判所、税関、民間企業者等をはじめとした知的財産の専門家の能力向上を目的とした研修プログラムを実施。

- ◆ 2021年度は、18の研修コースをオンラインにより実施し、57か国・機関から官民合わせて335名の研修生が研修プログラムを修了。

(4)フォローアップセミナーの開催

産業財産権人材育成協力事業の取組みとして、我が国で研修を受けた者に

産業財産権人材育成協力事業



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training/index.html>

2021年度途上国人材育成研修



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training/2021.html>

対する研修成果の持続、研修修了生間の連携を図り、各国国内における知的財産制度の普及啓発を支援することを目的に、我が国特許庁及び現地特許庁、並びに研修修了生で組織された同窓会の主催によるセミナーを開催。

- ◆2021年度は、フィリピン・タイ向けのフォローアップセミナーをオンラインにより開催し、研修修了生をはじめとした283名が参加。

Follow-up Seminars



<https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/followup/index.html>

4 模倣品問題への対応

(1) 政府模倣品・海賊版対策総合窓口

2004年8月より政府模倣品・海賊版対策総合窓口を設置し、模倣品・海賊版対策に関する政府の一元的な相談窓口として主に権利者からの相談を受け付けている。

- ◆2021年の相談・情報提供の受付件数は1,508件。近年の傾向としてはインターネット上の個人間取引に関する相談・情報提供が多く、2021年は619件。

政府模倣品・海賊版対策総合窓口



<https://www.jpo.go.jp/support/ipr/index.html>

(2) 模倣品対策に必要な情報の収集・提供

海外進出日系企業を支援するため、JETRO海外事務所等に知的財産担当調査員を配置し、現地において調査活動や相談対応を実施。さらに、諸外国別に「模倣被害実態調査」、「模倣対策マニュアル」、「知的財産権侵害判例・事例集」などを作成・公表しているほか、各地でセミナーも開催している。

諸外国の被害実態・制度運用等調査（官民合同ミッション等支援事業）



<https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/shogaikoku.html>

模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、冒認関係報告書等



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/manual.html>

(3) 消費者等に対する啓発活動

2003年より国内消費者向けに知的財産権の重要性や模倣品の弊害を周知する「コピー商品撲滅キャンペーン」を実施し、消費者意識の向上に取り組んでいる。

- ◆2021年度は、都内の高校4校を対象に、知的財産権侵害防止教育のモデル授業などを実施。

コピー商品撲滅キャンペーン



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/campaign/2020/index.html>

5 グローバルなIT化に向けた取組

(1) 優先権書類の電子的交換（特許、実用新案及び意匠）

優先権書類を特許庁間で電子的に交換し、出願人による紙書類の提出を省略する取組を推進。現在、WIPOの「デジタルアクセスサービス（DAS）」を利用する特許庁との間で実施するもの及び日本国特許庁と台湾智慧財産局との間で実施するもの（二庁間PDX）の2つの手段により利用可能。

- ◆ 2022年1月、台湾智慧財産局との二庁間PDXを利用した優先権書類の電子的交換の対象を意匠登録出願にも拡大。

優先権書類の提出省略について
(優先権書類の特許庁間における
電子的交換について)



<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/yusen/das/index.html>

(2) グローバル・ドシエ

各国の特許出願の手续や審査に関連する情報（ドシエ情報）の共有や、ITを活用した新たな共通サービスの実現を目指す「グローバル・ドシエ構想」の下、五庁は、五庁が開発したドシエ情報を一括して参照可能なシステム「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」と、WIPOが開発したドシエ情報共有システム「WIPO-CASE」とを接続し、グローバルなドシエ情報の共有システムとしてユーザーに提供している。

- ◆ 2021年には、トルコがWIPO-CASEの運用を開始。2022年4月現在、五庁に加えて33の国・機関がWIPO-CASEに参加。

五庁特許出願・審査情報の共有
に向けた取組について



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/godai_patent_kyouyuu.html

各国特許出願・審査情報の一般
ユーザーへの提供について



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/patent_user.html

6 経済連携協定を通じた知的財産保護の取組

(1) 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定は、ASEAN10か国、日本、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドの計15か国が参加する経済連携協定であり、2020年11月15日に署名され、2022年1月1日に発効した。本協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約30%、我が国の貿易総額のうち約50%を占める地域の経済連携協定で、本協定の知的財産章においては、知的財産権の取得や行使などに関し、TRIPS協定を上回る保護等を規定している。

地域的な包括的経済連携
（RCEP）協定における産業財
産権分野の概要



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epa/rcep.html>

(2) 交渉中のEPA

我が国は、日中韓FTA、日トルコEPA等の交渉を行っている。これらのうち日中韓FTAは、我が国にとって主要な貿易相手国である中国及び韓国を相手とするFTAであり、3か国のGDP及び貿易額は、世界全体の約20%、アジアの約70%を占める。今後、RCEPを上回る付加価値を付与すべく、引き続き、包括的、高水準かつ互恵的な協定の締結に向けて交渉を継続する予定。